

2017年4月28日

各 位

会 社 名 富士通株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 達也
(コード番号 6702 東証第一部)
問合せ先 執行役員 広報 IR 室長 山守 勇
電話番号 03-6252-2175

業績運動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア）の導入等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、業務執行取締役に対し、業績に連動して当社株式を報酬として付与する制度（パフォーマンス・シェア、以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたのでお知らせします。なお、本制度の導入は、2017年6月26日開催予定の当社第117回定時株主総会において、取締役に対する非金銭報酬枠の設定に関する議案が承認されることを条件とします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は、業務執行取締役に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまの視点での経営を一層促すため、本制度を導入します。

なお、当社は、本制度の導入について報酬委員会の答申を受けており、本制度は業務執行取締役の報酬と当社の中長期的な業績および株主価値を連動させるもので、コーポレートガバナンス・コードの考えにも適うものと考えております。

2. 本制度の内容

（1）制度の概要

当社は、あらかじめ定めた3年間の中長期業績目標の対象期間開始時に、業務執行取締役に対して、役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3年間）および中長期業績目標等を提示します。そして、業績達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の当社株式を年度毎に計算し、業績判定期間の終了をもって、対象者毎にその合計株式を割当てます。このとき、業務執行取締役には割当株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、業務執行取締役は、この金銭報酬債権を、割当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。

取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額および付与株式数の上限

業務執行取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の報酬額の上限は、年額3億円以内とし、割当てる当社株式の総数は年55万株以内とします。

(3) 業績達成水準の指標および係数

当社の連結決算における売上収益と営業利益を指標として、あらかじめ定めた中長期業績目標に対する業績達成水準に応じて一定の範囲で係数を設定します。業績達成度合に応じた係数があらかじめ設定した下限未満となる場合には株式の割当てはされません。また、業績達成度合に応じた係数があらかじめ設定した上限以上となる場合には、基準株式数にあらかじめ設定した係数の上限を乗じた数の株式を対象者に割当てます。

(4) 1株当たりの払込金額

本制度における役員等に割当てられた当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

(5) その他

役員が退任した場合の株式の割当てに関する取扱い、組織再編時等における本制度の取扱い、基準株式数に関する株式分割または株式併合時の取扱いその他本制度の詳細は、本制度に係る規程として取締役会で定めます。

なお、本制度は、取締役を兼務しない執行役員および常務理事も対象としており、今後、業績に連動しない報酬として、社外取締役を含む非業務執行取締役に当社株式を付与することも検討する予定です。

また、役員を対象とした上記制度に加えて、当社は将来の事業展開に必要な優秀な人材を確保することを目的として、自己株式を活用してインセンティブを与える制度の導入を検討しています。

以 上